

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度審査要領

(平成 21 年 3 月 18 日制定、林第 747 号)

第 1 趣 旨

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度実施要綱（平成21年3月18日制定、林第747号）（以下「要綱」という。）第 3 条第 7 項に基づき、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会（以下「委員会」という。）が実施する審査は、この要領に定めるところによる。

第 2 認証の要件

次の条件をすべて満たしていること。

- 1 認証の対象となる森林が要綱第 2 条第 3 項に適合していること。
- 2 認証の対象となる森林の整備が、要綱第 2 条第 4 項に適合していること。
- 3 その他、認証に支障がないこと。

第 3 審査票の作成等

委員会での審査過程を明確にするため、審査票（別記）を作成し、実施要綱第 3 条第 7 項に基づく答申に当たって添付する。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日制定、林第 747 号)

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別 記 (第3関係)

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度審査票

【審査年月日： 年 月 日】										整理番号	
申請者		(申請年月日： 年 月 日)									
認証の区分											
森林の所有者											
森林の所在地											
森林の現況		樹種：		林齢：							
整備 備	時期	年 月 日～ 年 月 日									
	内容										
	面積	ha									
参加者数		(社員：社員家族：その他) = 人 (: :)									
支援費用		千円									
審査内容											認証 の 可否
評価	樹種	区域	齢級	地位級	面積	ha					
	二酸化炭素吸収量	t-CO ₂ /年									
認証 の 要件	①県内に存する森林であること。										
	②当分の間、開発行為等の土地の改変が行われる予定がないこと。										
	③木が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木又は木の集団的な生育に供される土地で、要綱第2条第3項ただし書きに該当しないこと。										
	④企業が自主的な活動として平成20年4月1日以降に実施又は支援した植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ちであること。										
	⑤要綱別表に掲げる森林整備の基準を満たしていること。										
	⑥健全な森林の成立が見込まれること。										
	⑦その他、認証に支障がないこと。										
総 合											

【意見】
